

## 第14回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」  
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社アイリッジ

法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト（アドレス<https://iridge.jp>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日		2013年10月25日	2014年4月11日
新株予約権の数		10個	10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 2,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 38,000円 (1株当たり 190円)	新株予約権1個当たり 38,000円 (1株当たり 190円)
権利行使期間		2015年11月14日から 2023年9月13日まで	2016年5月1日から 2024年2月29日まで
行使の条件		(注) 1.	(注) 1.
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名(注) 2.	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名(注) 2.

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2015年2月13日	2018年3月9日
新株予約権の数		30個	6個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 151,500円 (1株当たり 1,515円)
権利行使期間		2017年2月27日から 2024年12月26日まで	2020年4月6日から 2024年4月5日まで
行使の条件		(注) 1.	(注) 1.
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 22個 目的となる株式数 4,400株 保有者数 1名(注) 2.	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 600株 保有者数 1名(注) 2.
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1名(注) 3.	—

- (注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- ・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
  - ・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
  - ・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。
2. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
  3. 取締役（監査等委員）1名に付与している新株予約権は、当社監査役の地位にあったときに付与されたものであります。
  4. 2017年5月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年5月14日開催の取締役会決議に基づき発行した株価コミットメント型有償新株予約権

	第9回新株予約権
発行決議日	2021年5月14日
新株予約権の数	3,612個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 361,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 71,700円 (1株当たり 717円)
権利行使期間	2021年6月14日から 2031年6月15日まで
行使の条件	(注) 1.

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1カ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ・本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ・本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第110条の4第2項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ) コンプライアンス体制の基盤となる「倫理規程」を定め、全ての役員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。
  - ロ) 法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
  - ハ) 取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- 二) 職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が内部監査を実施する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ) 当社の取締役会の議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び文書管理規程の定めに基づき適切に管理する。
  - ロ) 当社の取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ) 当社及び子会社の損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。
  - ロ) 当社及び子会社の取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
  - ハ) 不測の事態が発生した場合には、当社又は子会社の代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。
- ④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ) 当社の取締役会は原則として毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

- ロ) 当社及び子会社の職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
  - ハ) 当社及び子会社の業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
- 当社は、当社の役職員を子会社の役員とすることで、子会社の重要業務の適正な運営を図るとともに、内部監査の実施により子会社の内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等の指導を行う。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 当社の監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
  - ロ) 当該使用人は、監査補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査等委員会の同意を受けた上で決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計参与及び使用人、並びに子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下「役職員等」という）が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 当社の取締役、会計参与及び使用人、並びに子会社の役職員等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査等委員会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
  - ロ) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計参与及び使用人、並びに子会社の役職員等は、当社の監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。
  - ハ) 報告を行った者が、当社の監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑧ 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 当社の監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。

ロ) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社の監査等委員が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。

ハ) 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、当社の監査等委員が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑩ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、当社及び子会社において反社会的勢力対応規程を定め、その基本方針として、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

取締役会にて、各議案の審議、職務執行の状況等の監督を行い、経営判断及び監督の実効性を担保しております。

職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程、稟議規程等において、意思決定手順を明確に定めるとともに、稟議決裁制度を電子化し、迅速・効率的な職務執行体制を構築しております。

また、内部監査において、グループ会社を含む各部門の職務執行の状況等が確認され、必要に応じて改善を図っております。

- ② リスク管理体制、コンプライアンス体制

取締役会のほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員、執行役員で構成する経営会議にて業務執行に関わる重要な情報を共有し、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的として倫理規程を定め、社内研修を実施する等により、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて内部通報規程を制定し、不正行為等を早期に発見し、コンプライアンス経営の強化を図る体制としております。

- ③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会は監査等委員3名（うち社外取締役3名）で構成され、各監査等委員の監査実施状況の報告や監査等委員間の協議等を行っております。

また、監査等委員は、役職員、内部監査担当者及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を実施しております。

- ④ グループ会社の管理体制

グループ会社の管理については、取締役会において、グループ各社の業績及び営業状況を確認しております。また、グループ会社において重要な決議等を実施する場合には、事前に報告を受け、必要に応じて意見交換を実施しております。



⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループでは、事業の成長、企業規模に応じた有効な内部統制を整備・運用するため、内部統制に関する評価範囲等の見直しを毎年行っております。また、その評価結果については取締役会に報告されております。

⑥ 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、社内規程に基づき、反社会的勢力とは一切関係を断つとともに、特殊暴力防止対策連合会などの外部機関との協力体制を整備しております。

また、契約書等に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、役職員に対して研修・教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識徹底に努めております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021 年 4 月 1 日から )  
( 2022 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,168,738	1,250,937	263,410	△270	2,682,815
会計方針の変更による累積的影響額			23,934		23,934
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,168,738	1,250,937	287,344	△270	2,706,750
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	6,956	6,956			13,912
連結子会社の増資による持分の増減		59,335			59,335
親会社株主に帰属する当期純利益			255,050		255,050
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	6,956	66,291	255,050	-	328,298
当 期 末 残 高	1,175,694	1,317,229	542,395	△270	3,035,048

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	-	-	9,840	221,004	2,913,660
会計方針の変更による累積的影響額				104	24,038
会計方針の変更を反映した当期首残高	-	-	9,840	221,108	2,937,699
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					13,912
連結子会社の増資による持分の増減					59,335
親会社株主に帰属する当期純利益					255,050
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△733	△733	4,766	34,436	38,470
当期変動額合計	△733	△733	4,766	34,436	366,768
当 期 末 残 高	△733	△733	14,606	255,545	3,304,467

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 2社
- ② 連結子会社の名称 株式会社Q o i l  
株式会社フィノバレー

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ) その他有価証券

市場価格のない 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産  
株式等以外のもの 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）  
市場価格のない 移動平均法による原価法  
株式等

###### ロ) 棚卸資産

仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年  
工具、器具及び備品 2年～8年

###### ロ) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年  
ソフトウェア 3年又は5年（社内における見込利用可能期間）

###### ハ) 長期前払費用

期間均等償却しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

###### ロ) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却期間は5年又は12年であります。

##### ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## ⑥ 収益及び費用の計上基準

主要な事業であるOMO事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### イ) 受託開発

受託開発としてスマートフォンアプリ等のソフトウェアの開発を行っております。受託開発については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### ロ) 企画・制作・運営・管理の受託

マーケティングプロモーションの企画・制作等として、企画立案・制作・運営・管理までの業務を受託しております。企画・制作等の受託については、顧客と合意した期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが困難であるため、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

### ハ) FANSHIPライセンス料

当社が提供するソリューションであるFANSHIPは、スマートフォンアプリに組み込み使用するアプリケーションであり、毎月の利用ユーザー数に応じた従量課金テーブルに基づいて収入が生じております。そのため、FANSHIPライセンス料は、契約期間にわたり履行義務が充足されることから、ライセンスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

### ニ) 運用保守サービス

運用保守サービスは、主にスマートフォンアプリの運用保守サービスであり、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は検収基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれるまでの時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約には、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項ただし書き（1）に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前に行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は42,659千円増加し、売上原価は2,021千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ40,638千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は23,934千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社である株式会社Q o i lの繰延税金資産 338,360千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

リアルプロモーション関連を主たる事業領域とする株式会社Q o i lでは、設立時に認識した資産調整勘定の償却及び新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の影響により、当連結会計年度末において重要な税務上の欠損金に係る繰延税金資産を231,091千円計上しています。

この税務上の繰越欠損金については、繰越期間にわたる将来の課税所得(税務上の繰越欠損金控除前)の見積額に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上しています。

###### ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

株式会社Q o i lでは、これまで培ってきた顧客企業との安定的な関係を基盤にして、新型コロナウイルス感染症の影響下からリアルプロモーション市場が回復するのに応じて利益計上が見込まれるとの仮定を、会計上の見積りを行っております。

定量的には、2022年3月期後半以降にリアルプロモーション関連領域の需要が徐々に回復し、2025年3月期には同社の業績が新型コロナウイルス感染症の拡大前と同水準に回復するものとの仮定をしております。

###### ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の急拡大や長期化等により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

#### (2) のれんの減損判定

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社である株式会社Q o i lに係るのれん 411,931千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、2018年8月1日に実施した企業結合によって、株式会社Q o i lに関して、主たる事業領域であるリアルプロモーション関連領域の市場環境、同社固有の事業状況(顧客企業との安定的な関係に基づく事業継続性)等を踏まえたうえで、のれんを計上しています。

リアルプロモーション関連領域を営む同社は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等により、顧客企業の予算縮小やプロモーションの延期・中止といった影響を受けました。当該影響により株式会社Q o i lに係るのれんについて減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判断しました。

###### ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

(1)②ロに記載のとおりです。

ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

(1)②ハに記載のとおり、見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(3) 投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 419,604千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式である投資有価証券は取得原価をもって計上されていますが、財政状態の悪化などにより実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を実施することとしております。実質価額については、投資先の投資時における事業計画の達成状況や進捗状況、将来の成長性等を総合的に勘案しております。投資先の事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 受託開発の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 147,373千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

開発業務における収益の認識は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載する方法によっており、見積総原価を用いたインプット法を適用しています。

開発業務における見積総原価は、契約ごとに個性が高く、顧客と合意した要求仕様に対応する工数・外注費等に基づき算定しているため、顧客要望の追加または変更により当初の見積以上の費用が発生する場合には、見積総原価と実績が乖離する可能性があります。

仕様変更の追加または変更等により、見積総原価の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 63,215千円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 5,423,862千円

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,009,954株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 170株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

(5) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 598,200株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては、短期的な預金に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する会社の株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日となっております。また、これらは流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ・市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1) 投資有価証券					
その他有価証券	18,700		18,700		—
資産計	18,700		18,700		—
(1) 長期借入金（※）	350,000		350,005		5
負債計	350,000		350,005		5

（※）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	419,604

### 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	100,000	100,000	100,000	50,000	—	—

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価で連結貸借対照表計上額とする金融商品 当連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	18,700	—	—	18,700
資産計	18,700	—	—	18,700



②時価で連結貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時 価 (千 円)			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
長期借入金	—	350,005	—	350,005
負債計	—	350,005	—	350,005

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**8. 収益認識に関する注記**

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは「OMO事業」を単一の報告セグメントとしております。

当社グループの売上収益は「ストック型契約」及び「フロー型契約」の2つの種類に分解して認識しております。

財又はサービスの種類別に分解した収益の内訳は、以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	OMO事業	その他 (注1)	合計
ストック型契約(注2)			
3カ月以上の準委任契約	597,002	—	597,002
A S P ライセンス・保守サービス契約	943,466	174,760	1,118,227
その他	29,527	5,878	35,406
フロー型契約(注3)			
請負契約及び3カ月未満の準委任契約	3,673,226	—	3,673,226
合 計	5,243,223	180,639	5,423,862
外部顧客への売上高	5,243,223	180,639	5,423,862

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業であり、フィンテック事業を含んでおります。

2. 「ストック型契約」とは、ライセンス契約、保守サービス契約、3カ月以上の継続的な提供が見込まれる準委任契約などをいいます。

3. 「フロー型契約」とは、請負契約及び3カ月未満の準委任契約をいいます。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(4)会計方針に関する事項⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	838,958千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,181,393千円
契約資産（期首残高）	105,991千円
契約資産（期末残高）	120,883千円
契約負債（期首残高）	6,238千円
契約負債（期末残高）	2,025千円

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであり、権利が無条件になった時点で債権に振り替えられています。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	471円	41銭
(2) 1株当たり当期純利益	36円	51銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		繰越利益 剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	1,168,738	1,161,738	28,971	1,190,709	484,890	484,890	△270	2,844,066	
会計方針の変更による累積的影響額					22,717	22,717		22,717	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,168,738	1,161,738	28,971	1,190,709	507,607	507,607	△270	2,866,784	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	6,956	6,956		6,956				13,912	
当 期 純 利 益					205,650	205,650		205,650	
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	6,956	6,956	—	6,956	205,650	205,650	—	219,562	
当 期 末 残 高	1,175,694	1,168,694	28,971	1,197,665	713,257	713,257	△270	3,086,347	

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	9,840	2,853,907
会計方針の変更による累積的影響額		22,717
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,840	2,876,624
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		13,912
当 期 純 利 益		205,650
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	4,766	4,766
当期変動額合計	4,766	224,329
当 期 末 残 高	14,606	3,100,953

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ) 子会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 3年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア 3年又は5年（社内における見込利用可能期間）

#### (3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却期間は5年であります。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上していません。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

主要な事業であるOMO事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### イ) 受託開発

受託開発としてスマートフォンアプリ等のソフトウェアの開発を行っております。受託開発については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### ロ) FANSHIPライセンス料

当社が提供するソリューションであるFANSHIPは、スマートフォンアプリに組み込み使用するアプリケーションであり、毎月の利用ユーザー数に応じた従量課金テーブルに基づいて収入が生じております。そのため、FANSHIPライセンス料は、契約期間にわたり履行義務が充足される

ことから、ライセンスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

#### ハ) 運用保守サービス

運用保守サービスは、主にスマートフォンアプリの運用保守サービスであり、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は検収基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれるまでの時点までの期間がごく短い受注制作のソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約には、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前に行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は44,428千円増加し、売上原価は2,469千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ41,959千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は22,717千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 関係会社株式の減損判定

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

連結子会社である株式会社Q o i lに係る関係会社株式 1,484,755千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### イ) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

株式会社Q o i lの株式については、子会社株式であることから、取得原価をもって貸借対照表価額としています。

リアルプロモーション関連領域を営む同社は、当事業年度において、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等により、顧客企業の予算縮小やプロモーションの延期・中止といった影

響を受けました。ただし、連結注記表3(1)②ロに記載の仮定にも鑑み、「実質価額が著しく低下」している状況にはないと判断し、有価証券の減損処理は行わないと判断しました。

ロ) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定  
連結注記表3(1)②ロに記載のとおりです。

ハ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

連結注記表3(1)②ハに記載のとおり、見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合、翌事業年度において、有価証券の減損処理を行う可能性があります。

(2) 投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 419,604千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式である投資有価証券は取得原価をもって計上されていますが、財政状態の悪化などにより実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を実施することとしております。実質価額については、投資先の投資時における事業計画の達成状況や事業の進捗状況、将来の成長性等を総合的に勘案して判断しております。投資先の事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 受託開発の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 147,373千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

開発業務における収益の認識は、「1. 重要な会計方針に関する事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に記載する方法によっており、見積総原価を用いたインプット法を適用しています。

開発業務における見積総原価は、契約ごとに個性が高く、顧客と合意した要求仕様に対応する工数・外注費等に基づき算定しているため、顧客要望の追加または変更により当初の見積以上の費用が発生する場合には、見積総原価と実績が乖離する可能性があります。

仕様変更の追加または変更等により、見積総原価の見直しが必要となった場合には、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります

#### 4. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 44,857千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 7,176千円

短期金銭債務 9,528千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 5,011千円

仕入高 20,278千円

営業取引以外の取引高 22,864千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

170株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 18,675千円

賞与引当金 53,962

資産除去債務 7,103

子会社株式 5,234

一括償却資産 4,366

未払事業税 6,247

未払金 9,683

未払費用 7,938

未払事業所税 826

資産調整勘定 4,420

その他 557

繰延税金資産合計 119,015

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △437

繰延税金負債合計 △437

繰延税金資産の純額 118,577

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主

該当事項はありません。

(2) 子会社等

該当事項はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 442円38銭

(2) 1株当たり当期純利益 29円44銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。